

畑作物共済損害評価関係書類様式目録

1 農作物

	事 項	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出		提 出 期 限
					書類	電子 データ	
組合員等	損害通知	損害通知書	例第2号の1、2 例第3号の1、2の(1)、 2の(2)、3、4	組合等 組合等	○ ○		災害発生の都度 組合等が定める日
特定組合 以外の組 合等	現地評価等	損害評価野帳（速報）	例第2号の1、2				
		損害評価野帳（定期報告）	例第3号の1、2の(1)、 2の(2)、3、4				
		拔取調査野帳	例第4号				
		評価地区別単当修正量検討表	第5号				
		損害評価取りまとめ表	例第6号の1、2				
	損害通知	速報	第1号の1	連合会、地方農政局統計部等	○		災害発生の都度
		当初評価高報告書	第7号	連合会（都道府県）	○	○	連合会が定める 期日
		同上添付書等	第8号の1の(1)、2、3（例） の(1)、3（例）の(2)		○	○	
		評価地区別単当修正量検討表	第5号				
	保険金請求	保険金請求書	第9号	連合会	○	○	共済金支払額 を決定したと き
		損害評価書	第10号の1の(1)	連合会（都道府県、農林水産省）	○	○	
		損害評価書添付書	例第10号の2の(1)	〃	○	○	
連合会	保険金仮渡し 請求	保険金仮渡し請求書	第18号	連合会	○		連合会が定め る期日
		仮損害評価書	第19号の1の(1)	連合会（都道府県、農林水産省）	○		
		仮損害評価書添付書	第19号の2の(1)	〃	○		
	保険金追加請 求	保険金追加請求書	第20号	連合会	○		共済金支払額 を決定したと き
		損害評価書	第10号の1の(1)	連合会（都道府県、農林水産省）	○	○	
		損害評価書添付書	例第10号の2の(1)	〃	○	○	
		保険金仮渡し請求書（写）	第18号	連合会	○		
		仮損害評価書（写）	第19号の1の(1)	連合会（都道府県、農林水産省）	○		
		仮損害評価書添付書（写）	第19号の2の(1)	〃	○		
	現地評価等	拔取調査野帳（出荷数量等）	例第12号				
	損害通知	速報	第11号	都道府県、地方農政局統計部等、農 林水産省	○		災害発生の都度
		当初評価高報告書	第13号の1	都道府県、農林水産省 ただし、15号の1のみ 地方農政局統計部等にも提出	○	○	第1章第5節 第2の3の(2) に定める期日
		同上添付書等	第14号の1		○	○	
			第14号の2の(1)		○	○	
			第15号の1、2（例）の(1)、 (2)		○	○	
		連合会全筆拔取調査成績検討経 過表	例第8号の3の(1)、3の(2) (例3号の1、2)		○		
	通常災害の場 合	損害評価書	第17号の1	都道府県、農林水産省	○	○	保険金支払額 を決定したと き
		組合等損害評価書	第10号の1の(1)		○	○	
		組合等損害評価書添付書	例第10号の2の(1)		○	○	
	異常災害の場 合（再保険金 請求）	再保険金請求書	第16号の1	都道府県、農林水産省3部	○	○	保険金支払額 を決定したと き
		損害評価書	第17号の1	〃	○	○	
		組合等損害評価書	第10号の1の(1)	都道府県、農林水産省	○	○	
		組合等損害評価書添付書	例第10号の2の(1)	〃	○	○	
	再保険金概算 払請求	再保険金概算払請求書	第21号の1	都道府県、農林水産省3部	○		農林水産省と 協議の上定め た期日
		仮損害評価書	第22号の1、23号	〃	○		
		組合等仮損害評価書	第19号の1の(1)	都道府県、農林水産省	○		
		組合等仮損害評価書添付書	第19号の2の(1)	〃	○		
	再保険金追加 請求	再保険金追加請求書	第24号の1	都道府県、農林水産省3部	○		保険金支払額 を決定したと き
		損害評価書	第17号の1	〃	○		
		組合等損害評価書	第10号の1の(1)	都道府県、農林水産省	○		
		組合等損害評価書添付書	例第10号の2の(1)	〃	○		
		再保険金概算払請求書（写）	第21号の1	都道府県、農林水産省3部	○		
		仮損害評価書（写）	第22号の1、23号	〃	○		

	事項	書類名	様式番号	提出先	提出		提出期限
					書類	電子データ	
	保険金仮渡し結果の報告	保険金仮渡し結果報告書		都道府県、農林水産省	○		保険金の仮渡しを行ったとき
特定組合	現地評価等	損害評価野帳（速報）	例第2号の1、2				
		損害評価野帳（定期報告）	例第3号の1、2の（1）、2の（2）、3、4				
		抜取調査野帳	例第4号				
		評価地区別単当修正量検討表	第5号				
	損害通知	損害評価取りまとめ表	例第6号の1、2				災害発生の都度 第1章第5節 第2の3の（2）に定める期日
		速報	第1号の2		都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	○	
		当初評価高報告書	第13号の2		○		
		同上添付書等	第8号の1の（2）、2、3（例）の（1）、3（例）の（2）		都道府県、農林水産省	○	
		特定組合抜取調査成績検討経過表	第14号の2の（2）（例3号の3、4）		ただし、8号の1の（2）のみ 地方農政局統計部等にも提出	○	
	通常災害の場合	評価地区別単当修正量検討表	第5号	都道府県			共済金支払額を決定したとき
		損害評価書	第17号の2			○	
		損害評価書添付書	第10号の1の（2） 例第10号の2の（2）			○	
	異常災害の場合（保険金請求）	保険金請求書	第16号の2	都道府県、農林水産省3部 〃 都道府県、農林水産省 〃		○	共済金支払額を決定したとき
		損害評価書	第17号の2			○	
		損害評価書添付書	第10号の1の（2） 第10号の2の（2）			○	
		保険金概算払請求	第21号の2 第22号の2 第19号の1の（2） 第19号の2の（2）			○	
	保険金追加請求	保険金概算払請求書	第21号の2 第22号の2 第19号の1の（2） 第19号の2の（2）	都道府県、農林水産省3部 〃 都道府県、農林水産省 〃 都道府県、農林水産省3部 〃 都道府県、農林水産省 〃		農林水産省と協議の上定めた期日	
		仮損害評価書				○	
		仮損害評価書添付書				○	
		保険金追加請求書	第24号の2			○	
		損害評価書	第17号の2			○	
		損害評価書添付書	第10号の1の（2） 第10号の2の（2）			○	
		保険金概算払請求書（写）	第21号の2			○	
	共済金仮渡し結果の報告	共済金仮渡し結果報告書		都道府県、農林水産省	○		共済金の仮渡しを行ったとき

（注意）

1. 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成しても差し支えない。また、様式番号に（ ）を付したものは、現地調査要領に定められている様式番号である。
2. 「提出先」欄に記されている提出先へ提出する書類の部数は、特に記されていない限り1部とする。なお、（ ）内は、提出先の内訳である。また、組合等が作成、提出する書類の部数については、その書類の提出が連合会出張所を経由する場合には、連合会用を2部とすること。
3. 書類及び電子データを提出する場合は、提出先それぞれに直接提出すること。
4. 電子データの提出は、都道府県に対しては提出の依頼があった場合のみ行うものとする。
5. 様式の右下に用紙の規格が記されている場合は、当該様式を印刷する際、その規格に基づいて印刷すること。
6. 電子データとは、各様式に係る畑作物共済システムによるデータである。

2 蚕繭

	事 項	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出		提 出 期 限
					書類	電子 データ	
組合員等	損害通知	損害通知書	例第26号の1、2、3 例第40号の1、2、3	組合等 特定組合	○ ○		災害発生の都度 組合等が定める日 災害発生の都度 特定組合が定める日
特定組合 以外の組 合等	現地評価等	損害評価野帳（速報） 損害評価野帳（定期報告） 抜取調査野帳 買桑証明書 繭壳買取扱業者提示資料	例第26号の1、2、3 例第26号の2、3 例第27号 例第28号 例第29号				
	損害通知	速報 当初評価高報告書 同上小蚕期別内訳書 損害評価取りまとめ表 修正評価高報告書 同上小蚕期別内訳書	第25号 第30号の1 第30号の2 例第31号 例第32号の1 例第32号の2	連合会、地方農政局統計部等 連合会（都府県）、地方農政局統計部等 連合会（都府県） 〃 〃 〃	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	災害発生の都度 連合会が定める 期日
	保険金請求	保険金請求書 損害評価書	第9号 第33号	連合会 連合会（都府県、農林水産省）	○ ○	○	共済金支払額を 決定したとき
	保険金仮渡し 請求	保険金仮渡し請求書 仮損害評価書	第18号 第44号	連合会 連合会（都府県、農林水産省）	○ ○		連合会が定める 期日
	保険金追加請 求	保険金追加請求書 損害評価書 保険金仮渡し請求書（写） 仮損害評価書（写）	第20号 第33号 第18号 第44号	連合会 連合会（都府県、農林水産省） 連合会 連合会（都府県、農林水産省）	○ ○ ○ ○	○	共済金支払額を 決定したとき
連合会	現地評価等	出荷数量等調査票 抜取調査野帳	例第35号の1 (例5号)				
	損害通知	速報 当初評価高報告書 出荷数量等調査成績検討経過表 抜取調査成績検討経過表 異常灾害 の場合 市町村別養蚕業務 統計組合等別組合 員等別取りまとめ 表	第34号 第36号 第35号の2 (6号) 第37号の1 第37号の2	都府県、地方農政局統計部等、農林 水産省 都府県、地方農政局統計部等、農林 水産省 都府県、農林水産省 〃 〃 〃	○ ○ ○ ○ ○	○	災害発生の都度 第1章第5節 第3の3の(2) に定める期日
	通常灾害の場 合	損害評価書 組合等損害評価書	第38号 第33号	都府県、農林水産省 〃	○ ○	○ ○	保険金支払額を 決定したとき
	異常灾害の場 合（再保険金 請求）	再保険金請求書 損害評価書 組合等損害評価書	第16号の1 第38号 第33号	都府県、農林水産省3部 〃 都府県、農林水産省	○ ○ ○	○ ○ ○	保険金支払額を 決定したとき
	再保険金概算 払請求	再保険金概算払請求書 仮損害評価書 組合等仮損害評価書	第21号の1 第45号 第44号	都府県、農林水産省3部 〃 都府県、農林水産省	○ ○ ○		農林水産省と 協議の上定め た期日
	再保険金追加 請求	再保険金追加請求書 損害評価書 組合等損害評価書 再保険金概算払請求書（写） 仮損害評価書（写）	第24号の1 第38号 第33号 第21号の1 第45号	都府県、農林水産省3部 〃 都府県、農林水産省 都府県、農林水産省3部 〃	○ ○ ○ ○ ○	○ ○	保険金支払額を 決定したとき
	保険金仮渡し 結果の報告	保険金仮渡し結果報告書		都府県、農林水産省	○		保険金の仮渡し を行ったとき

	事項	書類名	様式番号	提出先	提出		提出期限
					書類	電子データ	
特定組合	現地評価等	損害評価野帳（速報）	例第40号の1、2、3				
		損害評価野帳（定期報告）	例第40号の2、3 (例7号)				
		拔取調査野帳	例第28号				
		買桑証明書	例第29号				
		繭壳買取業者提示資料					
	損害通知	速報	第39号	都府県、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	災害発生の都度
		当初評価高報告書	第41号		○		
		拔取調査成績検討経過表	(8号)		○		
		異常災害の場合 の場合	市町村別養蚕業務 統計組合員別取り まとめ表	都府県、農林水産省 第37号の1 第42号	○ ○ ○		第1章第5節 第3の3の(2) に定める期日
	通常災害の場合	損害評価書	第43号	都府県、農林水産省	○	○	共済金支払額を 決定したとき
	異常災害の場合 (保険金請求)	保険金請求書 損害評価書	第16号の2 第43号	都府県、農林水産省3部	○ ○	○	共済金支払額 を決定したとき
	保険金概算払 請求	保険金概算払請求書 仮損害評価書	第21号の2 第46号	都府県、農林水産省3部 〃	○ ○		農林水産省と協議 の上定めた期日
	保険金追加請 求	保険金追加請求書 損害評価書	第24号の2 第43号	都府県、農林水産省3部 〃	○ ○	○	共済金支払額を 決定したとき
		保険金概算払請求書(写) 仮損害評価書(写)	第21号の2 第46号	〃	○ ○		
	共済金仮渡し 結果の報告	共済金仮渡し結果報告書		都府県、農林水産省	○		共済金の仮渡し を行ったとき

(注意)

1. 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成しても差し支えない。また、様式番号に()を付したものは、現地調査要領に定められている様式番号である。
2. 「提出先」欄に記されている提出先へ提出する書類の部数は、特に記されていない限り1部とする。なお、()内は提出先の内訳である。また、組合等が作成、提出する書類の部数については、その書類の提出が連合会出張所を経由する場合には、連合会用を2部とすること。
3. 書類及び電子データを提出する場合は、提出先それぞれに直接提出すること。
4. 電子データの提出は、都府県に対しては提出の依頼があった場合のみ行うものとする。
5. 様式の右下に用紙の規格が記されている場合は、当該様式を印刷する際、その規格に基づいて印刷すること。
6. 電子データとは、各様式に係る畑作物共済(蚕繭)システムによるデータである。
7. 特定組合以外の組合等が提出する各電子データについては、畑作物共済(蚕繭)システムにより事務処理を行う特定組合以外の組合等に限り、当該電子データの送信を行うこと。
8. 連合会当初評価高報告書及び連合会の損害評価書に係る電子データについては、組合等ごとの電子データも送信すること。また、春蚕繭について共済責任期間の始期が混在している連合会及び小蚕期別共済を実施している組合等の存する連合会にあっては、組合等ごとに、共済責任期間による種別ごと及び小蚕期区分ごとの電子データも送信すること。
9. 特定組合当初評価高報告書及び特定組合損害評価書に係る電子データについては、春蚕繭について共済責任期間の始期が混在している特定組合及び小蚕期別共済を実施している特定組合にあっては、共済責任期間による種別ごと及び小蚕期区分ごとの電子データも送信すること。